

建設工事の等級格付における主観点の改正（案）について

令和4年9月2日
宮崎市契約課作成

＜改正（案）の趣旨＞

- （１）建設工事で、等級格付のある業種（土木一式・建築一式・電気・管・水道施設・造園）では、経営事項審査の評定値（客観点）に「主観点」を加えた総合点により格付を行っているため、当該業者の実績や地域社会への貢献度等がより反映できるよう、「主観点」の項目や内容、配点の見直しを行う。
- （２）既存の項目で、見直していないもの、また、内容は見直しているものの、減点となる恐れがないものは、令和5年基準年からの適用とし、内容の見直しがあり、減点の恐れがあるもの、また、新規の項目で、周知の必要があるものは、令和7年基準年からの適用とする。

基準年	令和5年		令和7年	
	中間年	令和6年	令和8年	
受付期間	令和5年2月	令和6年2月	令和7年2月	令和8年2月
名簿登載期間	R5.7.1～R7.6.30	R6.7.1～R7.6.30	R7.7.1～R9.6.30	R8.7.1～R9.6.30

現 行						
	項目	点数	内容			
①	工事成績	50点満点	成績評点	点数	成績評点	点数
			85点以上	50点	73点以上75点未満	20点
			83点以上85点未満	45点	71点以上73点未満	15点
			81点以上83点未満	40点	69点以上71点未満	10点
			79点以上81点未満	35点	67点以上69点未満	5点
			77点以上79点未満	30点	65点以上67点未満	0点
			75点以上77点未満	25点	65点未満	△ 50点
			※「前年度」及び「前々年度」の各年度工事成績評点平均を平均。			
②	指名停止措置の状況	減点方式	当該格付年度の前年度に指名停止を受けた者について、「指名停止期間の合計月数」に１０を乗じた点数を減点する。			
③	障がい者雇用の状況	15点	①障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用義務のある事業者で法定雇用率を達成している場合		15点	
		②同法に基づく雇用義務のない事業者で障がい者を雇用している場合				
④	ISO等取得の状況	20点満点	認証制度		点数	
			①ISO14001		10点	
			②エコアクション21			
			③ISO9000s		10点	
			④みやざきエコアクション		5点	
		※①と②は、両方取得していても10点。 ※④は、①又は②を取得している場合は加算しない。				
⑤	宮崎市消防団協力事業所の認定及び宮崎市消防団員の雇用の状況	15点満点	①宮崎市消防団協力事業所の認定を受けている場合		15点	
			②宮崎市内の消防団に加入している者を雇用している場合		1名 5点 2名以上 10点	
			※①と②両方に該当する場合は、①のみを加算する。			
⑥	若年者雇用の状況	10点満点	35歳以下の者を雇用している場合	1名	5点	
				2名以上	10点	
⑦	防災関係業務委託の状況	15点	防災の目的で宮崎市と次の年間業務委託契約を締結している事業者（締結している団体に加入し実際に業務に従事する事業者を含む） ①水門操作委託			
⑧	保護観察対象者等協力雇用主	10点	①宮崎保護観察所の協力雇用主に登録を行っている場合		2点	
			②保護観察対象者等を雇用している場合		1名 4点 2名以上 8点	
			※①と②両方に該当する場合は、両方とも加算する。			
⑨	地域貢献活動	10点満点	地域貢献活動としてボランティアを行った場合（自社のみで行った場合を除く。）		1回	2点
			宮崎市と災害時協定を締結している団体等が主催した活動に参加した場合		1回	5点
-	-	-	-			
合計		145点				

改 正 （案）							要周知項目	適用開始の基準年	変更内容	反映時期
	項目	点数	改正内容							
①	工事成績	30点満点	成績評点	点数	成績評点	点数	継続	R7	これまで、成績評点は65点以上を細かく区分しているが、高得点を促すため、低得点の加算幅を縮小し、区分を減らすとともに、加算配分を考慮し、85点以上が30点となるよう調整する。	
			85点以上	30点	75～78点	10点				
			83・84点	25点	70～74点	5点				
			81・82点	20点	65～69点	0点				
			79・80点	15点	～64点	△50点				
			※「前年度」及び「前々年度」の工事成績評点の平均。							
②	指名停止措置の状況	減点方式	当該格付年度の前年度に指名停止を受けた者について、「指名停止期間の合計月数」に１０を乗じた点数を減点する。				—	R5		基準年 中間年
③	障がい者雇用の状況	10点満点	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく雇用義務				継続	R7	平成15年に障がい者雇用促進法が施行され、一定の年数が経過していることから、法定雇用義務を達成していない業者には、減点の対象を設ける。	基準年
			①法定雇用義務のない事業者で障がい者を雇用している場合		10点					
			②法定雇用義務を超えて障がい者を雇用している場合 1名につき5点。最大10点。		10点					
			③法定雇用義務を達成していない場合		△10点					
④	エコアクション等の取得状況	10点満点	認証制度		点数		継続	R7	ISO関係は、平成15年から対象としているが、現在は経営事項審査でも加算されているため、除外する。	①基準年 ②基準年 中間年
			①エコアクション21		5点					
			②みやざきエコアクション		5点					
⑤	宮崎市消防団協力事業所の認定及び宮崎市消防団員の所属の状況	15点満点	①宮崎市消防団協力事業所の認定を受けている場合		15点		継続	R5	消防団の加入に、雇用主（代表者）が含まれるよう、表現を見直している。	①基準年 ②基準年 中間年
			②宮崎市内の消防団に加入している者が所属している場合		1名 5点 2名 10点					
			※①と②両方に該当する場合は、①のみを加算する。							
⑥	雇用の多様性	10点満点	以下のいずれかに該当する者を雇用している場合		1名 5点		継続	R7	雇用は、女性や外国人に対象を拡大する。また、若年者は、35歳以下が経営事項審査で加算されているが、更なる促進を図るため、30歳以下を対象とする。	基準年
			①常勤の若年者（30歳以下の者） ②常勤の女性技術職員 ③外国人（技能実習生含む）		2名以上 10点					
			※②は営業所専任技術者になり得る者に限る。 ※同一人が①②③の複数の項目に該当する場合、1名とみなす。							
⑦	防災・災害時の活動への協力	15点	①水門操作委託 ②風水害等による緊急時の対応 ③鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時の対応 ※①②③の複数の場合に該当する場合は15点とする。		15点		継続	R5	防災・災害時の協力関係を構築するため、活動の対象を広げ、実績のある業者を加算する。	基準年 中間年
⑧	保護観察対象者等協力雇用主	10点満点	①宮崎保護観察所の協力雇用主に登録を行っている場合		5点		継続	R5	他の項目の点数配分と揃える。また、保護観察対象者等を雇用している事業者がいないため、雇用がある場合に加算するよう改める。	基準年
			②保護観察対象者等を雇用している場合		5点					
			※①と②両方に該当する場合は、両方とも加算する。							
⑨	地域貢献活動	10点満点	①地域活動としてボランティアを行った場合（自社のみで行った場合を除く。）		1回	5点	継続	R5	協会等で主催する社会活動のほか、地域活動への参加を促進するため、それぞれの活動の加算の配分を統一する。	基準年
			②協会等主催の社会活動に参加した場合		2回以上	10点				
⑩	緊急工事・不調不落対策における工事の受注	10点満点	(1) 緊急工事を受注し、完了した場合 (2) 不調不落対策工事を受注し、完了した場合 ①災害復旧工事 ②農政事業におけるため池工事、用排水路工事、頭首工事 ③森林事業における治山工事、林道工事 ※(1)(2)については、設計金額130万円を超える工事のみを対象とする。		1件	5点	新規	R7	緊急工事は、時間的な制約があるなど、受注者の負担があり、契約締結が難しい面もあるため、1件当たり5点を加算する。また、不調不落対策工事は、受注につながるよう、成績評点に2点を加えるのではなく、1件当たり5点を加算するよう改める。	基準年 中間年
					2件以上	10点				
合計		120点					＜今後の主なスケジュール（予定）＞			